

那須塩原市契約管理・工事成績評定システム導入事業
公募型プロポーザル実施要綱

1 概要

(1) 目的

契約管理・工事成績評定システムリプレース事業の実施に当たって、契約管理・工事成績評定に関するシステム等の機能や特性が事業者により異なるため、その機能等を評価し、発注者に最適なシステムを選定する必要があることから公募型プロポーザルを実施する。

(2) 件名

那須塩原市契約管理・工事成績評定システム導入事業

(3) 事業内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 事業期間

ア 構築期限

平成30年2月28日

イ 本稼働日

平成30年3月1日

ウ 運用期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで（60月）

(5) 提案上限額

24,419,680円（消費税及び地方消費税相当額を含めない。）

2 参加者の資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること（基準日：平成29年8月1日）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第3項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度的那須塩原市入札参加資格を有すること。
- (3) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成28年告示第47号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体向け契約管理に関するシステムをパッケージシステムとして有していること。
- (5) 国又は地方公共団体での納入及び稼働実績があること。当該実績は、運用

期間3年以上で完了案件のものに限る。

3 参加手続

(1) 説明会

省略（仕様書等の貸与等をもって代える。）

(2) 参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、平成29年8月18日（金）午後5時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、後記提出先まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）を提出することができる。質疑書は、平成29年8月18日（金）午後5時まで（必着）に後記提出先までファクシミリ、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、参加表明をした者全員にファクシミリにより平成29年8月23日（水）午後5時までに行う。

4 企画提案書の作成、提出等

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第3号）

イ 実施体制表（様式第4号）

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 作成に当たっての注意事項

書類	注意事項	作成部数
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 3 号を使用すること。 	1 部
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新システム構築体制及び運用保守体制についてそれぞれ作成すること。 ・ 新システム構築に係る総括責任者、業務責任者、主担当者その他業務に携わる予定の者について、所属・氏名及び担当区分並びに実施体制が分かるように記載すること ・ 新システム運用保守に係る総括責任者、業務責任者、受付窓口その他業務に携わる予定の者について、所属・氏名及び担当区分並びに問合せ・障害発生時の対応フロー等が分かるように記載すること ・ 履行に当たって、配置予定者が変更になっても構わない。ただし、体制等の変更は原則認めない。 ・ 様式は、様式第 4 号を使用しなくても構わないが、用紙サイズは、A 4 とすること。 	正本 1 部、 副本 5 部
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の項目に沿って作成すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 パッケージシステムの特徴・導入実績 2 新システムの構築方針・導入スケジュール 3 サーバー等構築環境 4 機能要件に対する考え方（要求達成度） 5 業者名簿管理の流れ 6 契約案件管理及び登録処理の流れ 7 セキュリティ 8 マスタ管理に対する考え方 9 電子入札システムとの連携 10 現行システム蓄積データの移行 11 帳票 12 運用保守の考え方 13 その他（アピールポイント等） ・ A 4 縦又は横両面刷り、フォントサイズ 10.5 ポイ 	正本 1 部、 副本 5 部

	ント以上の横書き、カラーとする。ただし、図表等の用紙及びフォントサイズについては、この限りでない。	
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の内容の見積書を提出すること。 ① 新システム構築費用総額（発注者に直接賃貸できない場合にあっては、費用総額のほか、発注者がリース業者に支払うリース料総額及び月額リース料） ② 運用保守費用総額 ③ ①+② ※いずれも消費税及び地方消費税を含めない額。 ・ 内訳書は、仕様書記載の各調達範囲の項目を基本として作成すること。 ・ 見積書には、代表者印を押捺すること。 	1部

(3) 提出方法等

- ア 提出期限：平成29年8月28日（月）午後5時（必着）
- イ 提出場所：後記提出先
- ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

(4) その他

- 参加申請後、都合により辞退するときは、次のとおり辞退届を提出すること。
- ア 提出期限：平成29年8月28日（月）午後5時（必着）
 - イ 提出場所：後記提出先
 - ウ 提出書類：辞退届（様式第5号）
 - エ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

5 審査

(1) 書類審査

提出のあった企画提案書を基に、別に定める評価基準により書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション等

- ア 書類審査後、点数が上位の3者から企画提案に係るプレゼンテーション

及び実機によるデモンストレーション（以下「プレゼン」という。）を実施する。プレゼンの評価は、前号に定める評価基準をもって再度評価する。ただし、プレゼンを実施しなくても契約候補者を特定できると発注者が判断したときは、書類審査のみで当該候補者を特定する。

イ 日程

- ・ 日時：平成29年9月6日（水）を予定
- ・ 会場：那須塩原市役所東庁舎901会議室
※ 日程の詳細は、対象者に改めて通知する。
- ・ 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は、認めない。
- ・ プレゼンに当たっては、予定しているシステム開発業務の主担当者は必ず出席すること。
- ・ プレゼンに当たって、発注者は、会場（会場に備えてある備品を含む。）のほか電源のみ用意するので、その他プレゼンに必要なノートパソコン等の実機は、提案者が用意すること。
- ・ プレゼン時間は、60分以内（プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答の全てを含む。時間配分は任意。）とする。なお、準備に要する時間は、別途確保する。

(3) 審査結果

ア 5(1)の審査結果は、企画提案書を提出した全者に対し、平成29年9月1日（金）までに書面にて通知する。同日までに通知の到達が困難な場合は、電子メール等により別途連絡する。また、プレゼンを実施する場合は、同通知と併せて通知する。

イ 5(2)の審査結果は、プレゼンを実施した全者に対し、平成29年9月1日（月）までに書面にて通知する。同日までに通知の到達が困難な場合は、電子メール等により別途連絡する。

6 契約候補者の特定

(1) 5の審査において、最高得点となった者を契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事項に該当する場合は、特定しないものとする。

- ・ 機能等評価のいずれかの項目（ただし、その他（アピールポイント等）の項目を除く。）に0点がある場合で事業目的を十分に達成できないと発注者が判断したとき。
- ・ 機能等評価点が100点に満たないとき。

- (2) 前号ただし書の場合においては、獲得点数が次順位であった者を契約候補者とし、前号の規定を準用する。
- (3) 前2号の規定にかかわらず契約候補者の獲得点数が150点に満たない場合は、契約候補者なしとする。

7 契約の締結

発注者と契約候補者は、仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う(契約形態及び支払条件は別紙仕様書に記載のとおりとし、契約書案は別添のとおりとする)。

発注者が必要と判断したときは、構築業務着手前に仕様又は契約条件について協議を行うことがある。協議の結果、仕様又は契約条件を変更することがあっても、契約額(見積書記載額)の増額は行わない。ただし、発注者の都合により仕様書の要求水準を上昇させたときは、この限りでない。

また、協議の結果、契約に至らなかったときは、5の審査において次順位であった者を新たに契約候補者として協議を行う。

8 導入スケジュール

- ・ 公募 平成29年8月1日(火)
- ・ 質疑期限 平成29年8月18日(金)
- ・ 質疑回答期限 平成29年8月23日(水)
- ・ 参加申請期限 平成29年8月18日(金)
- ・ 企画提案書提出期限 平成29年8月28日(月)
- ・ 書類審査・プレゼン 平成29年8月29日(火)～9月7日(木)
- ・ 契約候補者特定 平成29年9月8日(金) 予定
- ・ 覚書締結 平成29年9月中旬
- ・ システム構築期限 平成30年2月28日(水)
- ・ 本格稼働 平成30年3月1日(木)

9 その他

公募の結果、資格要件を満足する参加申請者が1者の場合であっても、審査を実施する。

企画提案書の提出後提案者が2(1)～(5)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要綱等に違反したときは、当該提案

者の提案は、無効とする。

企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。

審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

10 提出先・問合せ先

栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市役所総務部契約検査課契約係

電話 0287-62-7114

ファクシミリ 0287-62-7184

電子メール keiyaku@city.nasushiobara.lg.jp

担当：君島